

新 旧 対 照 表

第 2 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
省略用語例	省略用語例
<p>.....</p> <p>特定投資株式の取得に要した金額の控除等.....措置法第37条の13第1項に規定する特例をいう。</p> <p><u>設立特定株式の取得に要した金額の控除等.....措置法第37条の13の2第1項に規定する特例をいう。</u></p> <p>特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例.....措置法第37条の13の3第1項に規定する特例をいう。</p> <p>特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算.....措置法第37条の13の3第4項に規定する特例をいう。</p> <p>特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除.....措置法第37条の13の3第7項に規定する特例をいう。</p> <p>.....</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）</p> <p>37の10・37の11共 - 1</p>	<p>.....</p> <p>特定投資株式の取得に要した金額の控除等.....措置法第37条の13第1項に規定する特例をいう。</p> <p>（新 設）</p> <p>特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例.....措置法第37条の13の2第1項に規定する特例をいう。</p> <p>特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算.....措置法第37条の13の2第4項に規定する特例をいう。</p> <p>特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除.....措置法第37条の13の2第7項に規定する特例をいう。</p> <p>.....</p> <p>措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）</p> <p>37の10・37の11共 - 1</p>

改正後	改正前
<p>.....。</p> <p>.....</p> <p>.....。</p> <p>.....</p>	<p>.....。</p> <p>.....</p> <p>.....。</p> <p>.....</p>
<p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>.....</p>	<p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>.....</p>
<p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>ホ。</p> <p>へ。</p> <p>ト。</p> <p>チ。</p> <p>リ。</p>	<p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>ホ。</p> <p>へ。</p> <p>ト。</p> <p>チ。</p> <p>リ。</p>
<p>(イ) 。。。。</p> <p>(ロ) 。。。。</p>	<p>(イ) 。。。。</p> <p>(ロ) 。。。。</p>
<p>又。</p> <p>.....</p>	<p>又。</p> <p>.....</p>
<p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>.....</p>	<p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p> <p>.....</p>
<p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p>	<p>イ。</p> <p>ロ。</p> <p>ハ。</p> <p>ニ。</p>

改正後	改正前
<p> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・。 旧株につき、会社法（平成17年法律第86号）第774条の3第1項第1号《株式交付計画》に規定する株式交付親会社の行った株式交付により当該株式交付親会社に対して当該旧株（措置法第37条の13の4第1項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる部分を除く。）を譲渡した場合 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・。 （一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算） 37の10・37の11共 - 4 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・。 「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」又は「設立特定株式の取得に要した金額の控除等」の適用を受ける場合には、措置法令第25条の12第2項第1号又は第25条の12の2第2項第1号の規定により、 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第25条の12の3第7項第2号の規定により、 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・。 (注)1 ・ ・ ・ ・ ・。 2 ・ ・ ・ ・ ・。 （合計所得金額等の計算） 37の10・37の11共 - 24 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・。この場合の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」又は「設立特定株式の取得に要した金額の控除等」を適用した後の金額による。 </p>	<p> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・。 旧株につき、会社法（平成17年法律第86号）第774条の3第1項第1号《株式交付計画》に規定する株式交付親会社の行った株式交付により当該株式交付親会社に対して当該旧株（措置法第37条の13の3第1項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる部分を除く。）を譲渡した場合 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・。 （一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算） 37の10・37の11共 - 4 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・。 「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」の適用を受ける場合には、措置法令第25条の12第2項第1号の規定により、 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・、措置法令第25条の12の2第7項第2号の規定により、 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・。 (注)1 ・ ・ ・ ・ ・。 2 ・ ・ ・ ・ ・。 （合計所得金額等の計算） 37の10・37の11共 - 24 ・ ・ ・ ・ ・。 ・ ・ ・ ・ ・。この場合の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」を適用した後の金額による。 </p>

改正後	改正前
<p>(注)1 「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」又は「設立特定株式の取得に要した金額の控除等」の適用に当たっては、……………。</p> <p>2 「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例(旧措法37の13の3)」の適用もある場合は、<u>まず</u>「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」<u>又は</u>「<u>設立特定株式の取得に要した金額の控除等</u>」を適用し、次に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例(旧措法37の13の3)」を適用した後の金額による。 ……………。</p> <p>措置法第37条の12の2《上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等の金額もある場合の繰越控除の順序)</p> <p>37の12の2 - 4 ……………、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額(「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」<u>、</u>「<u>設立特定株式の取得に要した金額の控除等</u>」<u>又は</u>「特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算」若しくは「特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除」の適用がある場合にはその適用後の金額)及び上場株式等に係る配当所得等の金額があるときは、……………。</p> <p>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</p> <p>(控除対象特定株式数の計算)</p> <p>37の13 - 2 ……………、特定株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同号に規定する同一銘柄株式(以下37の13 - 6までにおいて「同一銘柄株式」という。)の譲渡又は贈与も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(払込みによる取得の後に株式の分割等があった場合の控除対象額の計算)</p> <p>37の13 - 3 ……………、当該特定株式に係る同一銘柄株式につき分割、併合又は会社法第185条に規定する株式無償割当て(当該株式無償割当てにより当該特定株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。以下この項において同じ。)があった場合の措置法令第25条の12第2項に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額</p>	<p>(注)1 「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」の適用に当たっては、……………。</p> <p>2 「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例(旧措法37の13の3)」の適用もある場合は、「特定投資株式の取得に要した金額の控除等」、「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例(旧措法37の13の3)」の<u>順序</u>でそれぞれの特例を適用した後の金額による。 ……………。</p> <p>措置法第37条の12の2《上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等の金額もある場合の繰越控除の順序)</p> <p>37の12の2 - 4 ……………、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額(特定投資株式の取得に要した金額の控除等又は特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算若しくは特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合にはその適用後の金額)及び上場株式等に係る配当所得等の金額があるときは、……………。</p> <p>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</p> <p>(控除対象特定株式数の計算)</p> <p>37の13 - 2 ……………、特定株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同号に規定する同一銘柄株式(以下37の13 - 5までにおいて「同一銘柄株式」という。)の譲渡又は贈与も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(払込みによる取得の後に株式の分割等があった場合の控除対象額の計算)</p> <p>37の13 - 3 ……………、当該特定株式に係る同一銘柄株式につき分割、併合又は会社法第185条に規定する株式無償割当て(当該株式無償割当てにより当該特定株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。以下この項において同じ。)があった場合の措置法令第25条の12第2項に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額</p>

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(以下この項において「控除対象額」という。)の計算は、・・・・。
 《計算例》
 ・・・・

(適用年の翌年以後の取得価額の計算 - 控除対象特定株式の場合)

37の13 - 5 措置法第37条の13第1項に規定する控除対象特定株式(措置法令第25条の12第8項に規定する特例控除対象特定株式(以下この項及び次項において「特例控除対象特定株式」という。)を除く。以下この項及び次項において「控除対象特定株式」という。)の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合における、その適用を受けた年(以下この項及び次項において「適用年」という。)の翌年以後の各年分における同条第1項の規定の適用を受けた控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額は、・・・・。

適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額	=	当該適用年の12月31日における取得価額	-	[措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額として一定の金額(適用控除対象額)()]]
					()		
					()		

「適用控除対象額」とは、措置法規則第18条の15第9項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。

その年中に取得をした控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合(次のに掲げる場合に該当する場合を除く。) 当該適用年に同項の規定の適用を受けた金額

その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合 次の算式により計算した金額

適用控除対象額	=	$\frac{\text{当該適用年に措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額}}{\text{当該適用年の12月31日における取得価額}}$	×	[$\frac{A}{A + B}$]
---------	---	--	---	---	-------------------	---

A 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額

B 措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の

(以下この項及び37の13 - 5において「控除対象額」という。)の計算は、・・・・。
 《計算例》
 ・・・・

(適用年の翌年以後の取得価額の計算)

37の13 - 5 措置法第37条の13第1項の適用を受けた年(この項において「適用年」という。)の翌年以後の各年分における控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額は、・・・・。

適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額	=	当該適用年の12月31日における取得価額	-	[措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額(控除対象額)]]
					()		
					()		

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>取得に要した金額</u></p> <p>(注) ・・・・、その相続人又は受遺者により被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条《年の中で死亡した場合の確定申告》に規定する申告書が提出された場合には、・・・。</p> <p>(適用年の翌年以後の取得価額の計算 - 特例控除対象特定株式の場合)</p> <p>37の13 - 6 特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合における、適用年の翌年以後の各年分における同項の規定の適用を受けた特例控除対象特定株式(以下この項において「特例適用控除対象特定株式」という。)に係る同一銘柄株式1株当たりの取得価額は、措置法令第25条の12第8項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>― <u>措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額として一定の金額(特例適用控除対象額)()が20億円を超えた場合</u></p> <p><u>イ 適用年において当該特例適用控除対象特定株式以外の特例適用控除対象特定株式(口において「他の特例適用控除対象特定株式」という。)がない場合</u></p> $\frac{\text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額}}{\text{当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額}} = \frac{\text{当該適用年の12月31日における取得価額}}{\text{特例適用控除対象額} - 20\text{億円}} - \frac{\text{()}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}}$ <p><u>ロ 適用年において他の特例適用控除対象特定株式がある場合</u></p> $\frac{\text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額}}{\text{当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額}} = \frac{\text{当該適用年の12月31日における取得価額}}{\frac{\text{(特例適用控除対象額() - 20億円)} \times \frac{A}{A+B}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}}}$ <p>A <u>当該特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額</u></p> <p>B <u>当該他の特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額</u></p>	<p>(注) ・・・・、その相続人又は受遺者により当該被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条《年の中で死亡した場合の確定申告》に規定する申告書が提出された場合には、・・・。</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>特例適用控除対象額（ ）が20億円以下であった場合 <u>当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの適用年の12月31日における取得価額</u></p> <p>「特例適用控除対象額」とは、措置法規則第18条の15第11項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。</p> <p>その年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合（次のに掲げる場合に該当する場合を除く。）<u>当該適用年に同項の規定の適用を受けた金額</u></p> <p>その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた場合 <u>次の算式により計算した金額</u></p> $\text{特例適用控除対象額} = \frac{\text{当該適用年に措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた金額}}{\left(\frac{D}{C + D} \right)}$ <p>C <u>措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額</u></p> <p>D <u>措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額</u></p> <p>(注) <u>措置法第37条の13第1項の規定の適用を受けることができる者が年の中途において死亡し、その相続人又は受遺者により被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条に規定する申告書が提出された場合には、当該被相続人の死亡のときにおいて上記算式に準じて計算した取得価額が当該同一銘柄株式を相続又は遺贈により取得した者の取得価額となることに留意する。</u></p> <p>措置法第37条の13の2《特定新規中小企業者とその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</p> <p>(適用年の翌年以後の取得価額の計算)</p> <p>37の13の2 - 1 <u>措置法第37条の13の2第1項に規定する控除対象設立特定株式（以下この項において「控除対象設立特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額につき同条第1項の規定の適用を受けた場合における、その適用を受けた年（以下この項にお</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いて「適用年」という。)の翌年以後の各年分における同条第1項の規定の適用を受けた控除対象設立特定株式(以下この項において「適用控除対象設立特定株式」という。)に係る同一銘柄株式(措置法令第25条の12の2第4項第2号に規定する同一銘柄株式をいう。以下この項において同じ。)1株当たりの取得価額は、同条第7項の規定により、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額による。</p> <p>― 措置法第37条の13の2第1項の規定の適用を受けた金額(以下この項において「適用額」という。)が20億円を超えた場合</p> <p>イ 適用年において当該適用控除対象設立特定株式以外の適用控除対象設立特定株式(ロにおいて「他の適用控除対象設立特定株式」という。)がない場合</p> $\frac{\text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額}}{\text{当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額}} = \left(\frac{\text{適用額} - 20\text{億円}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}} \right)$ <p>ロ 適用年において他の適用控除対象設立特定株式がある場合</p> $\frac{\text{適用年の翌年以後の各年分における当該同一銘柄株式1株当たりの取得価額}}{\text{当該同一銘柄株式1株当たりの当該適用年の12月31日における取得価額}} = \left(\frac{(\text{適用額} - 20\text{億円}) \times \frac{A}{A+B}}{\text{当該適用年の12月31日において有する当該同一銘柄株式の数}} \right)$ <p>A 当該適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額 B 当該他の適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額</p> <p>― 適用額が20億円以下であった場合</p> <p>当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式1株当たりの適用年の12月31日における取得価額</p> <p>(注) 措置法第37条の13の2第1項の規定の適用を受けることができる者が年の中途において死亡し、その相続人又は受遺者により被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条に規定する申告書が提出された場合には、当該被相続人の死亡のときにおいて上記算式に準じて計算した取得価額が当該同一銘柄株式を相続又は遺贈により取得した者の取得価額となることに留意する。</p>	

改正後	改正前
<p>(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する取扱いの準用) <u>37の13の2 - 2</u> 措置法第37条の13の2の規定の適用に当たっては、37の13 - 1及び37の13 - 3の取扱いを準用する。</p> <p>措置法第37条の13の3《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等》関係</p> <p>(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に関する取扱いの準用) <u>37の13の3 - 1</u> 措置法第37条の13の3の規定の適用に当たっては、……………。</p> <p>措置法第37条の13の4《株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(株式交付親会社の株式の占める割合の判定等における株式交付親会社の株式の価額) <u>37の13の4 - 1</u> 措置法第37条の13の4第1項の規定の適用上、同項の「当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が100分の80に満たない」かどうかの判定(以下この項及び次項において「8割要件の判定」という。)及び措置法令第25条の12の4第1項に規定する株式交付割合の算定(以下この項及び次項において「株式交付割合の算定」という。)における株式交付親会社(会社法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付親会社をいう。以下<u>37の13の4 - 4</u>までにおいて同じ。)の株式の価額は、……………。</p> <p>(株式交付親会社の株式の占める割合の判定等の単位) <u>37の13の4 - 2</u> 措置法第37条の13の4第1項の規定の適用上、……………。</p> <p>(一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い) <u>37の13の4 - 3</u> ……………、又は買い取った代金として株主に金銭が交付された場合における措置法第37条の13の4第1項の規定の適用については、……………。</p>	<p>(新設)</p> <p>措置法第37条の13の2《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等》関係</p> <p>(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に関する取扱い等の準用) <u>37の13の2 - 1</u> 措置法第37条の13の2の規定の適用に当たっては、……………。</p> <p>措置法第37条の13の3《株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(株式交付親会社の株式の占める割合の判定等における株式交付親会社の株式の価額) <u>37の13の3 - 1</u> 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用上、同項の「当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が100分の80に満たない」かどうかの判定(以下この項及び次項において「8割要件の判定」という。)及び措置法令第25条の12の3第1項に規定する株式交付割合の算定(以下この項及び次項において「株式交付割合の算定」という。)における株式交付親会社(会社法第774条の3第1項第1号《株式交付計画》に規定する株式交付親会社をいう。以下<u>37の13の3 - 4</u>までにおいて同じ。)の株式の価額は、……………。</p> <p>(株式交付親会社の株式の占める割合の判定等の単位) <u>37の13の3 - 2</u> 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用上、……………。</p> <p>(一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い) <u>37の13の3 - 3</u> ……………、又は買い取った代金として株主に金銭が交付された場合における措置法第37条の13の3第1項の規定の適用については、……………。</p>

改正後	改正前
<p>(株式交付により金銭等の交付を受けた場合の譲渡所得等の金額)</p> <p>37の13の4 - 4 措置法第37条の13の4第1項の規定の適用がある株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産(当該株式交付に係る株式交付親会社の株式を除く。)がある場合には、……、措置法令第25条の12の4第1項に定める部分の譲渡がなかったものとみなされることから、……。</p> <p>……</p> <p>(注) ……。</p> <p>……</p> <p>また、……、措置法令第25条の12の4第4項の規定により、……。</p> <p>……</p> <p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14 - 1 ……、<u>次に掲げる非課税管理勘定等の区分に応じ、それぞれ次に定める日までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</u></p> <p>— <u>非課税管理勘定</u> 当該勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日(措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。)及び <u>において同じ。</u></p> <p>— <u>累積投資勘定</u> 当該勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日</p> <p>— <u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u> これらの勘定が設けられた日以後、当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日</p> <p>(注) ……。</p>	<p>(株式交付により金銭等の交付を受けた場合の譲渡所得等の金額)</p> <p>37の13の3 - 4 措置法第37条の13の3第1項の規定の適用がある株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産(当該株式交付に係る株式交付親会社の株式を除く。)がある場合には、……、措置法令第25条の12の3第1項に定める部分の譲渡がなかったものとみなされることから、……。</p> <p>……</p> <p>(注) ……。</p> <p>……</p> <p>また、……、措置法令第25条の12の3第4項の規定により、……。</p> <p>……</p> <p>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</p> <p>37の14 - 1 ……、<u>非課税管理勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日まで又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日(措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。)</u>までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</p> <p>(注) ……。</p>

改正後	改正前
<p>(受入期間内に取得した者から相続等により取得した場合)</p> <p>37の14 - 2、当該非課税口座内上場株式等に係る<u>非課税期間</u>に当該上場株式等を譲渡しても同条の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) 1 2</p> <p>3 <u>上記「非課税期間」とは、次に掲げる非課税管理勘定等の区分に応じ、それぞれ次に定める期間をいう。</u></p> <p>— <u>非課税管理勘定</u> <u>当該勘定が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過した日までの期間</u></p> <p>— <u>累積投資勘定</u> <u>当該勘定が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過した日までの期間</u></p> <p>— <u>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u> <u>これらの勘定が設けられた日以後の期間</u></p> <p>(2以上の市場に価格が存する場合)</p> <p>37の14 - 5</p> <p>ただし、措置法第37条の14第5項第2号イ <u>又は</u>口の規定により、その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定から移管がされる上場株式等の当該移管がされる時の<u>同号イ</u>に規定する払出し時の金額については、.</p> <p>(非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管)</p> <p>37の14 - 5 の2 非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において、<u>当該非課税管理勘定又は累積投資勘定</u>に係る非課税口座内上場</p>	<p>(受入期間内に取得した者から相続等により取得した場合)</p> <p>37の14 - 2、当該非課税口座内上場株式等に係る<u>非課税管理勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過した日まで又は累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過した日までの間に</u>当該上場株式等を譲渡しても同条の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) 1 2</p> <p>(2以上の市場に価格が存する場合)</p> <p>37の14 - 5</p> <p>ただし、措置法第37条の14第5項第2号イ <u>若しくは</u>口<u>又は</u>第6号ハ <u>若しくは</u>この規定により、その非課税管理勘定若しくは<u>特定非課税管理勘定</u>を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定若しくは<u>特定非課税管理勘定</u>又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは<u>継続管理勘定</u>から移管がされる上場株式等の当該移管がされる時の<u>同項第2号イ又は第6号イ若しくはハ</u>に規定する払出し時の金額については、.</p> <p>(非課税期間終了時における非課税口座内上場株式等の移管)</p> <p>37の14 - 5 の2 非課税口座に非課税管理勘定、<u>特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定</u>が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日において、<u>これらの非課税</u></p>

改正後	改正前
<p>株式等が措置法令第25条の13第8項(同条第20項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により移管される場合には、……………。</p> <p>……………、当該営業所の長に対し措置法令第25条の13第8項第2号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」(以下この__において「移管依頼書」という。)の同号に規定する提出(__において「移管依頼書の提出」という。)をした場合において、当該移管依頼書に記載がされていない当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、当該特定口座に移管される。</p> <p>……………、その一部を同号に規定する特定口座以外の他の保管口座(__において「特定口座以外の他の保管口座」という。)に移管することはできず、……………。</p> <p>……………、当該非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等は、……………。</p> <p>(購入の範囲)</p> <p>37の14 - 6 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する「購入」とは、<u>同号イ</u> 又は<u>同項第4号イ若しくは第6号イ若しくはハ</u>の規定による金融商品取引業者等への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。)による購入又は金融商品取引業者等からの購入に限られることに留意する。</p> <p>(払込みの範囲)</p> <p>37の14 - 7 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する「払込み」とは、<u>同号イ</u> 又は<u>同項第4号イ若しくは第6号イ若しくはハ</u>の規定による上場株式等について金融商品取引業者等が行う金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に応じて行う払込みに限られるため、……………。</p> <p>(取得対価の額)</p> <p>37の14 - 8 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する「取得対価の額」(以下37の14 - 10までにおいて「取得対価の額」という。)とは、……………。</p> <p>……………。</p> <p>……………。</p>	<p>管理勘定等に係る非課税口座内上場株式等が措置法令第25条の13第8項(同条第20項又は第26項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により移管される場合には、……………。</p> <p>……………、当該営業所の長に対し措置法令第25条の13第8項第2号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」(以下この<u>項</u>において「移管依頼書」という。)の同号に規定する提出(以下この<u>項</u>において「移管依頼書の提出」という。)をした場合において、当該移管依頼書に記載がされていない当該非課税管理勘定等に係る非課税口座内上場株式等は、当該特定口座に移管される。</p> <p>……………、その一部を同号に規定する特定口座以外の他の保管口座(以下この<u>項</u>において「特定口座以外の他の保管口座」という。)に移管することはできず、……………。</p> <p>……………、当該非課税管理勘定等に係る非課税口座内上場株式等は、……………。</p> <p>(購入の範囲)</p> <p>37の14 - 6 措置法第37条の14第5項第2号イ又は第6号ハに規定する「購入」とは、<u>同項第2号イ</u> 又は<u>第6号ハ</u>の規定により、<u>金融商品取引業者等への買付けの委託</u>(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。)による購入又は金融商品取引業者等からの購入に限られることに留意する。</p> <p>(払込みの範囲)</p> <p>37の14 - 7 措置法第37条の14第5項第2号イ又は第6号ハに規定する「払込み」とは、<u>同項第2号イ</u> 又は<u>第6号ハ</u>の規定により、<u>上場株式等について金融商品取引業者等が行う金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集</u>に応じて行う払込みに限られるため、……………。</p> <p>(取得対価の額)</p> <p>37の14 - 8 措置法第37条の14第5項第2号イ又は第6号ハに規定する「取得対価の額」(以下37の14 - 10までにおいて「取得対価の額」という。)とは、……………。</p> <p>……………。</p> <p>……………。</p>

改正後	改正前
<p>措置法第37条の14第5項第2号イの移管により受け入れた上場株式等については、・・・・・・・・。</p> <p>(非課税管理勘定等に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定) 37の14 - 10 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p> <p>(注) 措置法第37条の14第5項第4号イ又は第6号イ若しくは八の規定により累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定についても同様に取引単位により行う。 ・・・・・・・・。</p> <p>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算) 37の14 - 11 ・・・・・・・・。ただし、当該非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じたとき又は同条第5項第2号イ若しくは口の移管がされたときの同条第4項又は第5項第2号イに規定する払出し時の金額は、次により邦貨に換算した金額を当該払出し時の金額として取り扱って差し支えない。 ・・・・・・・・</p> <p>措置法第37条の14第5項第2号イに規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関(当該金融商品取引業者等がその外貨に係る対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該金融商品取引業者等)の当該外貨に係る対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額</p>	<p>措置法第37条の14第5項第2号イ <u>又は第6号八</u> の移管により受け入れた上場株式等については、・・・・・・・・。</p> <p>(非課税管理勘定等に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定) 37の14 - 10 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p> <p>(注) 措置法第37条の14第5項第4号イ又は第6号イ若しくは八の規定により累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定についても同様に取引単位により行う。 ・・・・・・・・。</p> <p>(注) <u>措置法第37条の14第5項第6号八</u> の規定により他の年分の非課税管理勘定、<u>特定非課税管理勘定、未成年者非課税管理勘定又は継続管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定についても同様に一株(口)単位又は持分の割合により行う。</u></p> <p>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算) 37の14 - 11 ・・・・・・・・。ただし、当該非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じたとき又は同条第5項第2号イ若しくは口若しくは<u>第6号八</u> 若しくは<u>二</u>の移管がされたときの同条第4項又は第5項第2号イ若しくは<u>第6号イ</u>若しくは<u>八</u>に規定する払出し時の金額は、次により邦貨に換算した金額を当該払出し時の金額として取り扱って差し支えない。 ・・・・・・・・</p> <p>措置法第37条の14第5項第2号イ<u>又は第6号イ</u>若しくは<u>八</u>に規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約<u>又は特定非課税累積投資契約</u>を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関(当該金融商品取引業者等がその外貨に係る対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該金融商品取引業者等)の当該外貨に係る対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額</p> <p>(注) <u>措置法第37条の14第5項第4号口の移管については、措置法令第25条の13第22項に定める金額により移管がされることから、この項のただし書の取扱いの対象とはならないことに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(他年分非課税管理勘定からの移管の範囲)</p> <p>37の14 - 12 措置法第37条の14第5項第2号イ <u>又は口の移管については、その金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定から、同一の非課税口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定への移管又は未成年者非課税管理勘定から、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定への移管に限られることに留意する。したがって、他の金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定には移管することはできず、また、他の金融商品取引業者等に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定から移管することはできない。</u></p> <p>(注) 措置法第37条の14第5項第2号イ <u>又は口の移管は、非課税口座を開設している居住者等が、・・・、同条第5項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する未成年者口座非課税口座間移管依頼書の同号に規定する提出をした場合に限り移管されることに留意する。</u></p> <p>(他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される上場株式等)</p> <p>37の14 - 12の2 非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定をいう。以下<u>この項</u>において同じ。)から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、当該非課税管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管することはできないことに留意する。</p>	<p>(他年分非課税管理勘定等からの移管の範囲)</p> <p>37の14 - 12 措置法第37条の14第5項第2号イ <u>若しくは口、第4号口又は第6号八 若しくは二の移管については、その金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定から、同一の非課税口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定、累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定への移管又は未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定から、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定若しくは特定非課税管理勘定への移管に限られることに留意する。したがって、他の金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定非課税管理勘定には移管することはできず、また、他の金融商品取引業者等に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定又は継続管理勘定から移管することはできない。</u></p> <p>(注) 措置法第37条の14第5項第2号イ <u>若しくは口、第4号口又は第6号八 若しくは二の移管は、非課税口座を開設している居住者等が、・・・、措置法規則第18条の15の3第5項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する未成年者口座非課税口座間移管依頼書の同号に規定する提出をした場合に限り移管されることに留意する。</u></p> <p>(他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前等に移管される上場株式等)</p> <p>37の14 - 12の2 <u>次の 又は に掲げる他年分非課税管理勘定から、非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等については、それぞれ次に掲げることに留意する。</u></p> <p>— 非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定をいう。以下<u>__</u>において同じ。)から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、当該非課税管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属</p>

改正後	改正前
<p>(注) この場合に非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、……………。</p> <p>(一株(口)に満たない端数の処理) 37の14 - 13 ……、当該2以上の非課税管理勘定等の同一銘柄の非課税口座内上場株式等の数に応じて取得する当該上場株式等の数に一株(口)に満たない端数が生ずる場合で、当該一株(口)に満たない端数を合計することにより一株(口)になる上場株式等については、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める非課税管理勘定等に受け入れることができることに留意する。</p> <p>なお、措置法令第25条の13第12項第1号から第11号までの規定による非課税管理勘定等への受入れを行うことができない一株(口)に満たない端数については、……………。</p> <p>— <u>当該同一銘柄の非課税口座内上場株式等が2以上の特定非課税管理勘定のみに係るものの場合</u> <u>最も新しい年に設けられた特定非課税管理勘定</u></p>	<p>する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管することはできないこと。</p> <p>— <u>特定非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が102万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他年分非課税管理勘定(当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいう。以下において同じ。)</u> から、<u>当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日(当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、当該継続管理勘定に係る未成年者口座を開設した者がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日)</u>に設けられる特定非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、<u>当該特定非課税管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、当該継続管理勘定に係る未成年者口座を開設した者がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日)以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が102万円を超えるものを移管することはできないこと。</u></p> <p>(注) <u>上記</u> <u>又は</u> <u>の場合</u>に非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、……………。</p> <p>(一株(口)に満たない端数の処理) 37の14 - 13 ……、当該2以上の非課税管理勘定等の同一銘柄の非課税口座内上場株式等の数に応じて取得する当該上場株式等の数に一株(口)に満たない端数が生ずる場合には、当該一株(口)に満たない端数を合計することにより非課税管理勘定等に受け入れることができることとなる上場株式等は、当該一株(口)未満の端数の基因となった非課税口座内上場株式等に係る非課税管理勘定等のうち最も新しい年分の非課税管理勘定等に受け入れることができることに留意する。</p> <p>なお、同項第1号から第11号までの規定による非課税管理勘定等への受入れを行うことができない一株(口)に満たない端数については、……………。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項《定義》に規定する個人番号をいう。37の14の2 - 18において同じ。）（措置法第37条の14第6項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所）を確認した場合には、・・・・・・・・。</p>	<p>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項《定義》に規定する個人番号をいう。37の14の2 - 18において同じ。）（措置法第37条の14第6項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所）を確認した場合には、・・・・・・・・。</p>
<p>（特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い） 37の14 - 17 ・・・・・・・・、措置法第37条の14第30項に規定する提供事項（以下この項において「提供事項」という。）を提供する場合において、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p>	<p>（特定の営業所の長が提供事項を取りまとめて提供する場合の取扱い） 37の14 - 17 ・・・・・・・・、措置法第37条の14第27項に規定する提供事項（以下この項において「提供事項」という。）を提供する場合において、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p>
<p>（重ねて設けられた非課税管理勘定等の判定） 37の14 - 21 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 (注) 1 ・・・・・・・・。 2 ・・・・・・・・。 3 措置法第37条の14第31項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、・・・・・・・・。 4 措置法第37条の14第32項の規定に基づき設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定については、・・・・・・・・。</p>	<p>（重ねて設けられた非課税管理勘定等の判定） 37の14 - 21 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。 (注) 1 ・・・・・・・・。 2 ・・・・・・・・。 3 措置法第37条の14第28項の規定に基づき設けられた非課税管理勘定については、・・・・・・・・。 4 措置法第37条の14第29項の規定に基づき設けられた特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定については、・・・・・・・・。</p>
<p>（継続適用期間中に非課税管理勘定等に受け入れることができない上場株式等） 37の14 - 22 ・・・・・・・・、継続適用期間（同条第22項に規定する出国（37の14 - 23において「出国」という。）をした日からその者に係る同条第24項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があった日までの間をいう。以下この項において同じ。）中において取得をした同条第5項第6号イ、措置法令第25条の13第6項第1号及び第2号、第16項又は第23項第1号に規定する上場株式等を、・・・・・・・・。 (注) 措置法第37条の14第5項第2号八、第4号ロ又は第6号ロ若しくはニに掲げる上場株式等は、・・・・・・・・。</p>	<p>（継続適用期間中に非課税管理勘定等に受け入れることができない上場株式等） 37の14 - 22 ・・・・・・・・、継続適用期間（同条第22項に規定する出国（37の14 - 23において「出国」という。）をした日からその者に係る同条第24項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があった日までの間をいう。以下この項において同じ。）中において取得をした同条第5項第6号イ、措置法令第25条の13第6項第1号及び第2号、第16項又は第25項第1号及び第2号に掲げる上場株式等を、・・・・・・・・。 (注) 措置法第37条の14第5項第2号八、第4号ハ又は第6号ロ若しくはホに掲げる上場株式等は、・・・・・・・・。</p>

改正後	改正前
<p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)</p> <p>37の14の2 - 10 ……、措置法令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書(以下この項において「出国移管依頼書」という。)の同号に規定する提出をした個人は、……。</p> <p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14の2 - 18 ……、住所(国内に住所を有しない者にあつては、措置法規則第18条の15の10第25項で読み替えられた措置法規則第18条の15の3第20項で定める場所。以下この項において同じ。)及び個人番号(措置法第37条の14の2第12項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所)を確認した場合には、……。</p> <p>……………</p> <p>……………</p>	<p>措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(基準年前に出国する場合の課税未成年者口座の取扱い)</p> <p>37の14の2 - 10 ……、措置法令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書(以下この項において「出国移管依頼書」という。)の同号に規定する提出をした個人は、……。</p> <p>(郵便等により提示された確認書類によって氏名等を確認する場合)</p> <p>37の14の2 - 18 ……、住所(国内に住所を有しない者にあつては、措置法規則第18条の15の10第24項で読み替えられた措置法規則第18条の15の3第25項で定める場所。以下この項において同じ。)及び個人番号(措置法第37条の14の2第12項に規定する番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所)を確認した場合には、……。</p> <p>……………</p> <p>……………</p>